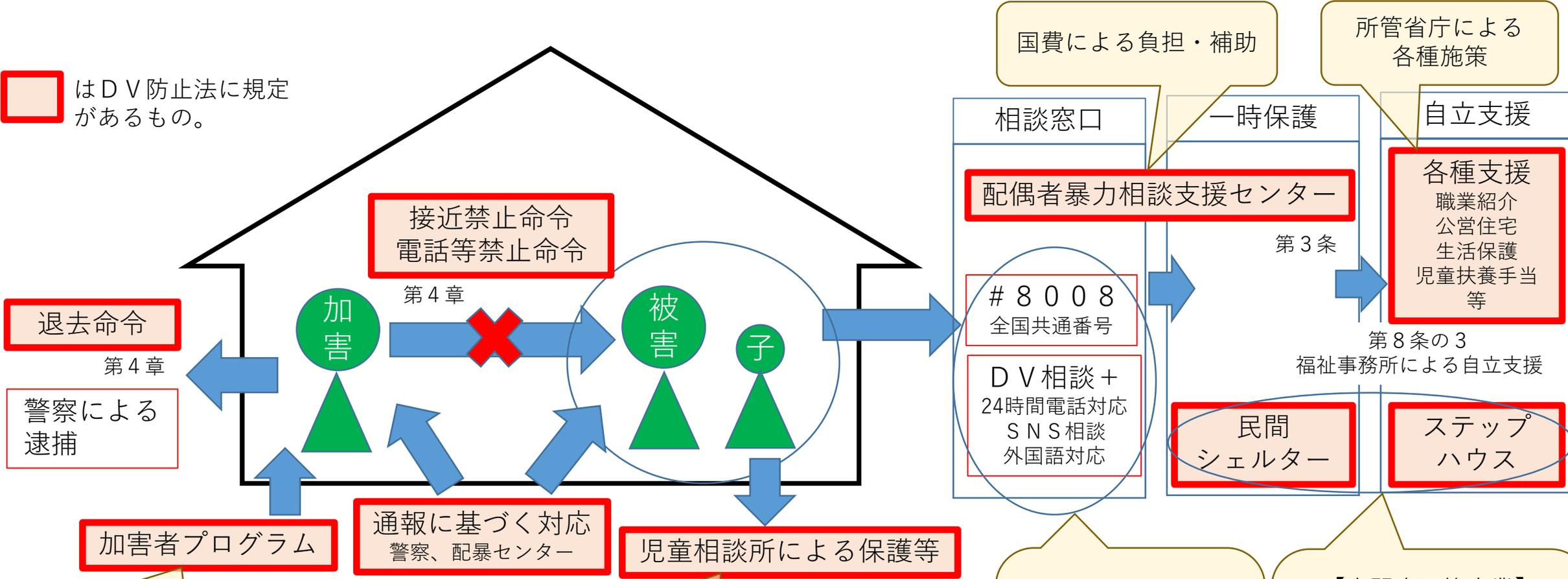


D V 対策の全体像

第28条 国の負担及び補助

 はDV防止法に規定があるもの。



国費による負担・補助

所管省庁による各種施策

退去命令
第4章

接近禁止命令
電話等禁止命令
第4章

相談窓口

配偶者暴力相談支援センター

#8008
全国共通番号

DV相談 +
24時間電話対応
SNS相談
外国語対応

一時保護

自立支援

各種支援
職業紹介
公営住宅
生活保護
児童扶養手当
等

第3条

第8条の3
福祉事務所による自立支援

民間
シェルター

ステップ
ハウス

加害者プログラム

通報に基づく対応
警察、配暴センター

児童相談所による保護等

第6~8条

【内閣府予算事業】

R2年度：試行実施
R3年度：試行実施、基礎的なガイドライン策定
R4年度：試行実施、本格ガイドライン策定

第25条 調査研究の推進等

【内閣府予算事業】

官民のDV被害者支援の関係者を対象とした研修において、研修項目に児童虐待関係を追加するとともに、研修対象者に児相職員を追加 等

第9条 被害者の保護のための関係機関の連携協力

【内閣府予算事業】

相談しやすい環境づくり、潜在的な被害の発見

【内閣府予算事業】

民間シェルター等に対して、交付金を交付
R3年度交付状況：26都道府県等（57団体、105事業）

第26条 民間の団体に対する支援